6　Summary
(1), (2), (4), (5), (6), (7) and (8)　The same with the notice above (No. 1)
(3)　Nature and quantity of the products to be purchased : About 1,000,000 volumes of thanks tools (food container) (April 2020)

○第５号（№５）

1　調達内容
(1)　品目分類番号　76
(2)　競争に付する事項　ダイレクトメール発送事務局の委託
(3)　調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4)　履行期間　契約締結日から令和４年６月30日まで
(5)　履行場所　入札説明書による。
(6)　入札、開札の日時及び場所　令和２年２月14日午後１時00分日本郵政グループ入札室
東京都千代田区大手町二丁目３番１号３階
2　第１号の２に同じ。
3　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を令和２年２月10日午前10時30分までに下記４に示す場所に提出しなければならない。提出された証明書等を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り、入札の対象者とする。なお、提出した証明書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4及び5　第１号の４及び５に同じ。
6　Summary
(1), (7) and (8)　The same with the notice above (No. 1)
(2)　Classification of the products to be procured : 76
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Outsourced to direct mail shipping secretariat
(4)　Fulfillment period : From contract date Through 30 June 2022
(5)　Fulfillment place : To be specified later
(6)　Time limit of tender : 10 : 30 AM 10 February 2020

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年 12 月 19 日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　成瀬　英治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第 16 号

1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸(2)余水吐等工事
(3)　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先
(4)　工事内容　本工事は、航路浚渫に伴い発生する土砂の受入のための附帯施設（護岸）を築堤するものである。
(5)　工期　契約締結の日から令和３年２月26日まで
(6)　使用する主要な資機材　砂材、石材、鋼管矢板、杭打船、ガット船、クレーン付台船、出入口操作船、安全監視船
(7)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
(8)　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
(9)　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
(10)　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
(11)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
(12)　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
(13)　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の工事である。
(14)　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
(15)　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、平成31年４月１日時点で満40歳未満の者とする。
(16)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査、工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。
(17)　本工事は、休日を確保した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
(18)　本工事は、若手技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
(19)　本工事は、働きやすい職場環境を整備した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
(20)　本工事は、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
(21)　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
(22)　本工事は、施工期間中の荒天休止の実態に基づき、供用係数の精査及び工事期間の延長が必要な場合は工期の延長を行うものとする。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　近畿地方整備局における平成31・32年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
(3)　近畿地方整備局における平成31・32年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。
(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
(5)　平成16年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。